

# 男らしく・女らしくから わたしらしく・あなたらしくへ

少子・高齢化、人々の価値観や家族形態の多様化、国際化など急速に社会環境が変化していく中、性別にかかわらず誰もがその個性や能力を発揮できる「男女共同参画社会」の実現が求められています。

## 性別は個性の一つ

人は、一人ひとり、それぞれが異なった夢や希望、性格や能力を持っています。「女性であること」「男性であること」もこれらと同じようにその人の個性をつくる要素の一つに過ぎません。

近年、女性の社会進出は目覚しく、あらゆる分野において、その力はなくてはならないものとなっています。こうした女性の活躍に合わせ、男女雇用機会均等法や労働基準法の改正など、法律や制度面での整備は着実に進んできま

した。また、意識面でも「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきだ」との考えについて、「賛成」の44・8%に対し「反対」が52・1%と初めて過半数になるなど、根強かった性別による役割分担意識の改善は、少しずつですが進んでいるといえます（男女共同参画社会に関する世論調査・平成19年8月）。

一方で「男女平等」を実感している人は、あまり増えていません。女性を取り巻くさまざまな偏見、固定的な社会通念、習慣やしきたり―こうした女性の社会参加を阻む要因が社会全体に根深く残っているからです。



## 「第5回男女共同参画セミナー」

日時＝12月2日(日) 午後1時～3時

会場＝市役所6階中会議室

テーマ＝すばらしい第2の人生に向けて～自分のことは自分で～

講師＝早瀬鑛一さん(県懇話会委員)

定員と参加費＝40人(先着順)・無料

申込方法＝11月30日(金)までに電話・FAX・

はがき・Eメールのいずれかで企画課(☎20-1500 FAX24-1006 〒286-8585 花崎町760 Eメールkikaku@city.narita.chiba.jp)へ。託児室(2～8歳)の利用を希望する人は申し出てください

### 広めよう

## 「女性に対する暴力をなくす運動」

毎年、11月12日～25日(女性に対する暴力撤廃国際日)までは、「女性に対する暴力をなくす運動」期間です。

暴力は、その対象の性別や加害者、被害者の間柄を問わず、決して許されるものではありません。特に、女性に対する暴力(配偶者などへの暴力、性犯罪、売買春、DV、ストーカー行為など)のない社会づくりをすすめましょう。

配偶者などからの暴力

に関する相談窓口＝県

女性サポートセンター

(☎043-245-1719、

043-302-1015、24

時間365日対応)



平成20年1月11日から変わります

## 「配偶者暴力防止法」

保護命令制度の拡充、市町村に対する基本計画策定の努力義務などを定めた、配偶者暴力防止法の一部改正法が成立し、7月11日に公布されました。内閣府では配偶者からの暴力被害者支援情報サイト(<http://www.gender.go.jp/e-vaw/index.html>)を開設しています。

### 改正の主な内容

#### ●保護命令制度の拡充

○生命または身体に対する脅迫を受けた被害者にかかる保護命令

○電話などを禁止する保護命令

○被害者の親族などへの接近禁止命令

#### ●市町村基本計画の策定の努力義務など

※くわしくは企画課(☎20-1500)へ。

## 男女共同参画 社会基本法が施行

国際社会において女性の地位向上が大きく取り上げられるようになるのは1970年代のことです。1975年(昭和50年)の「国際婦人年世界会議」における世界行動計画の採択に始まり、その翌年からの「国連婦人の10年」以来、

国連が「平等・開発・平和」を目標に女性の地位向上のための中核的役割を果たしてきました。

それを受けて、国内でも昭和60年に「女性差別撤廃条約」を批准し、男女共同参画推進本部と男女共同参画審議会を平成6年に設置。同審議会からの答申を受け、平成11年6月には①男女の人権

の尊重②社会における制度または慣行についての配慮③政策などの立案および決定への共同参画④家庭生活における活動とほかの活動の両立⑤国際的強調を5本の柱とする「男女共同参画社会基本法」が施行されました。

## 市の取り組み

市としては、男女共同参画にどのように取り組んできたのでしょうか。国際社会や国・県の動向を踏まえつつ、県下の市町村に先駆けて「成田市婦人総合計画」を策定したのは、昭和61年。以後、成田市女性計画(平成4年)、「成田市女性行動計画(平成10年)」、「成田市男女共同参画計画(あじさいプラン)」(平成18年)を策定するな

ど社会状況の変化に応じて関係施策を実施してきました。また「成田市女性計画推進懇話会(現成田市男女共同参画計画推進懇話会)」(平成6年)や「成田市女性政策推進員(現男女共同参画推進員)」(平成11年)を設置し、市民とともに男女共同参画を推進する体制を整備しています。

## 一人ひとりが 「意識」と「実行」を

市民公募の男女共同参画推進員が運営を担当する「男女共同参画セミナー」と「フォーラム・イン・ナリタ」。参加者の声を聞いてみると「育児などで忙しく就職をあきらめていたが、考えを変えることができた」(30歳代女性)、「何ご

とも男女が協力してやっていかなくてはと強く思った」(50歳代男性)と意識は年々高まっているようです。推進委員長を務める衣笠洋子さんも「さまざまな経験をしてきた人の話を聴き、心を動かさせることが大切。それが行動と意識改革につながるのでは」と講座の意義を強調します。

「あらゆる場に男女が参画し協働するまちづくり」の実現のために、もっとも大切なのは市民一人ひとりの「意識」と「実行」です。「男らしく・女らしく」から「わたしらしく・あなたらしく」へ。わたしたちを取り巻く社会環境が急速に変化している今こそ、そうした考え方が求められています。 ※くわしくは企画課(☎20-1500)へ。